

法 学 号 外  
平成 28 年 5 月 9 日

各 私 立 専 修 学 校 長 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

熊本地震災害による（公財）長崎県育英会高等学校・大学等奨学生の  
採用について

このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 中村

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

28長育大 第9号  
平成28年4月25日

○各都道府県知事

様

各都道府県教育委員会教育長

長崎県教育委員会教育長

池松誠二

(公印省略)

公益財団法人長崎県育英会理事長

池松誠二

(公印省略)

熊本地震災害による(公財)長崎県育英会高等学校・  
大学等奨学生の採用について(お願い)

本県の奨学事業については、かねてから格別の御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、このたびの熊本地震による被災者を対象に、高等学校・大学等奨学生の採用を、別紙採用要項により実施いたしますので、お手数ですが、別添の依頼文により、関係高等学校・大学等を通して貴管内該当生徒・学生に周知いただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点については、お問い合わせくださいますようお願いいたします。

被災地の皆様方には、心よりお見舞い申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈りいたします。

問い合わせ先

公益財団法人長崎県育英会 奨学係

電話 県庁 095-824-1111

内線 3357・3359

直通 095-824-7501

FAX 095-820-1972





(公財)長崎県育英会「熊本地震災害被災奨学生」(大学等)  
採用要項

- 1 目的  
熊本地震災害で、学生又はその保護者が被災を受け、経済的理由により修学が困難となり、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた学生に対して、奨学金を貸与し修学を支援する。
- 2 出願資格  
長崎県内に住所を有する者の子弟で、大学等に在学する者。
- 3 成績要件  
問わない。
- 4 所得要件  
問わない。
- 5 対象校種  
大学・短期大学・専修学校専門課程（「専門士」、「高度専門士」の称号が付与される課程・学科に限る）（大学院・通信教育等を除く）
- 6 貸与月額  
(1) 国公立大学等 41,000円  
(2) 私立大学等 47,000円
- 7 奨学金貸与開始月  
平成28年5月分から
- 8 貸与期間  
正規の最短修学期間
- 9 願書受付期間  
随時
- 10 併給  
他の奨学金制度の奨学金との併給を可とする。  
(日本学生支援機構の奨学金を除く)
- 11 連帯保証人  
連帯保証人を必要とする。
- 12 奨学金の返還  
貸与を受けた奨学金は、卒業の月の翌月から起算して6か月を経過した後から貸与総額に応じて本会が定める期間内に、全額を年賦、半年賦、月賦・半年賦併用のいずれかの割賦の方法で返還する。
- 13 その他  
本要項に規定のない事柄については、(公財)長崎県育英会貸与規程等に準じて取り扱うものとする。